

会議名：第5回実験動物飼養保管等基準解説書研究会

会場：経済産業省別館850号会議室

日時：平成29年6月28日（水）13時30分～16時30分

◆議事1 実験動物飼養保管等基準解説書研究会委員長挨拶

委員長より、執筆作業を終えた原稿について広く意見を伺い、さらに最終的に修正を加えて最終原稿としたい旨挨拶あり。また、副委員長から「実験動物飼養保管等基準解説書（案）」について全体像はおおむね出来上がったこと、執筆者以外の委員からも積極的にコメントいただきたい旨挨拶あり。

◆議事2 実験動物飼養保管等基準解説書（案）について

基準解説書案の内容について議事を進行。序章、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、付録の順にそれぞれ討議を行った。

<序章>

- ・各省庁で作成している動物実験のガイドラインの位置づけについて正確に記載した方が良い。
 - ・動物愛護法の沿革についてはできる限り抽象的な表現は修正した方が良い。
- その他、軽微な記載ミスについて指摘があり修正して対応することとなった。

<第1章>

- ・実験動物の「飼養」「保管」については混乱しないように定義付けをする必要がある。
- その他、軽微な記載ミスについて指摘があり修正して対応することとなった。

<第2章>

- ・「管理者」の定義について再度検討が必要であると指摘があり執筆者において検討することとなった。
 - ・「実験実施者」の説明がその他の説明に比べて短いため、説明を補う必要があると指摘があり、検討することとなった。
- その他、軽微な記載ミスについて指摘があり修正して対応することとなった。

<第3章>

- ・「淘汰」という言葉が、安楽死処分を意味する場合と、実験、繁殖に不適として実験群や繁殖群から除外してしまうという場合と二つの意味で使われており、混乱する可能性があるため指摘があり、書き分ける方向で対応することとなった。
- ・逸走動物の区分と所管省庁の連絡先について、所管省庁の記載が間違っている箇所があったため、関係省庁で調整することとなった。
- ・緊急時対応マニュアルの部分に具体的な事案を記載する方向で対応することとなった。

その他、軽微な記載ミスについて指摘があり修正して対応することとなった。

<第4章>

- ・クローズドコロニー、交雑群及び近交系等の記述が簡略なため、具体的に記載する必要があると指摘があり、検討することとなった。

その他、軽微な記載ミスについて指摘があり修正して対応することとなった。

<第5章>

- ・畜産試験場における改良については適用除外という考えが良いが、目的が実験にあたる行為は、動物実験として扱わなければならないことについて再認識した。
- ・「学校における望ましい飼育動物のあり方」について公表されているのであれば出典を記載する必要があるとの指摘があり、確認することとなった。

<付録>

- ・付録1「動物実験に関する情報公開に関する更なる取組について」（平成25年9月27日 国立大学法人動物実験動物施設協議会幹事会、公私立大学実験動物施設協議会幹事会）は、民間企業等を含めると一律に記載することが難しいため削除する方向で調整することとなった。

(その他)

- ・この本がどういう目的でどのような人を対象に作成したかを最初のページに記載すべきという意見があり、委員長と事務局において冒頭の挨拶等で記載していくこととなった。

◆議事3 その他

- ・今後のスケジュールとして、平成29年7月の中旬を目途に再度原稿を修正し、初稿、再稿と2回校正を行い、10月末の出版を目指すこととなった。
- ・環境省の主催する研究会で執筆したものを民間企業が出版することに対して質問があり、手続きの方法について調整中である旨説明があった。